

区民集会運営協議会設置要綱

(昭和60年5月15日議長決裁)

改正 平成11年7月5日議長決裁

平成20年5月12日議長決裁

平成22年7月14日議長決裁

平成23年12月8日議長決裁

平成25年5月30日議長決裁

(趣旨)

第1条 千代田区民を取り巻く環境は、定住人口の減少によるコミュニティ等の地域活力の低下、都市化による住環境の悪化、少子・高齢化の進展等、一段と厳しさを増している。特に、経済の低成長化の中で区民生活を圧迫している地域経済は、深刻化かつ長期化している。

また、「基礎的地方公共団体」として、地方分権の潮流から一段と自主性・自立性が求められている。

このような状況を踏まえたとき、住民自らが歴史と伝統に培われた千代田区を守り、発展させていくため、千代田区の抱える諸課題に対して、連帯感をもって、主体的に取り組むことが求められている。

このため、住民が一体となって論議する場の必要性が認識され、昭和58年から「区民集会」を開催し大きな成果を収めてきたところである。

さらに、平成8年からはこの「区民集会」が中心となり、都心区が一体となった共同での「区民大会」も開催している。

この「区民集会」を将来にわたってさらに充実発展させていくため、区民集会の企画及び運営等に関する協議の場として「区民集会運営協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会の協議事項は次のとおりとする。

- (1) 区民集会の企画及び運営に関する事項
- (2) 区民集会に対する関係団体との連絡調整に関する事項

(構成)

第3条 協議会は、連合町会長、区議会議長、副議長、議会運営委員会委員により構成する。

(委員の委嘱)

第4条 協議会の委員は区議会議長が委嘱する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、区議会議長が委嘱した日から、第3条に定める各職にある期間までとする。

(座長及び副座長)

第6条 協議会に座長及び副座長を置き、それぞれ次の各号に掲げる職にある者をもってあてる。

(1) 座長 区議会議長

(2) 副座長 千代田区連合町会長協議会会長

2 座長は協議会の運営を司る。

3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるときは、その職務を代理する。

(招集)

第7条 協議会は区議会議長が招集する。

(関係者の出席)

第8条 区議会議長は、必要に応じて協議会に有識者等関係者の出席を求めることができる。

(事務局)

第9条 協議会の事務局は、区議会事務局に置く。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営やその他必要な事項は、区議会議長が定める。

附 則

この要綱は、昭和60年5月15日から施行する。

附 則（平成11年7月5日11千議発第103号）

この要綱は、平成11年7月5日から施行する。

附 則（平成20年5月12日20千議発第22号）

この要綱は、平成20年6月1日から施行する。

附 則（平成22年7月14日22千議発第152号）

この要綱は、平成22年7月14日から施行する。

附 則（平成23年12月8日23千議発第233号）

この要綱は、平成23年12月8日から施行する。

附 則（平成25年5月30日25千区議会発第60号）

この要綱は、平成25年5月30日から施行する。